


使用する有機溶剤等の危険有害性の確認と周知

使用する有機溶剤等の危険有害性を確認し、関係者に周知徹底し、必要な対策を講じましょう。

1. 使用する溶剤、塗料、原料等の製品に添付されている安全データシート(SDS (Safety Data Sheets))により有機溶剤の種類、含有率を確認する。
2. 各有機溶剤の有害性を確認する。
3. 安全データシートが付されていない場合は、供給元（代理店などの納入元、メーカー）に提供を求める。

製品安全データシート	
作成者（法人にあってはその名称）	
住所	
担当部門	担当者
電話番号	
緊急連絡先	
E-mail	
作成・改訂日	

1. 化学物質等の名称	

2. 危険有害性の要約	
GHS分類	標章 

3. 組成、成分情報	
名称	
成分及び含有量	
化学式または構造式	
官報公示整理番号（安衛法、化審法）	
CAS番号	

4. 応急措置	
吸入した場合	
皮膚に付着した場合	
眼に入った場合	
飲み込んだ場合	

5. 火災時の措置	
消化方法	
消火剤	

6. 漏出時の措置	
人体に対する注意事項、保護具、緊急措置	
環境に対する注意事項	
回収、中和	

7. 取扱い及び保管上の注意	
技術的対策	
局所排気・全体換気	
安全取扱い注意事項	

8. ばく露防止及び保護措置	
管理濃度	
許容濃度	
・日本産業衛生学会	
・ACGIH	
設備対策	
保護具の種類	

9. 物理化学的性質	
外観、物性、蒸気圧	

10. 安定性及び反応性	

11. 有害性情報	
急性毒性、皮膚腐食性・刺激性	

12. 環境影響情報	

13. 廃棄上の注意	

14. 輸送上の注意	

15. 適用法令	

16. その他（記載内容の問合せ先、引用文献等）	

4. 有機溶剤等に含まれる化学物質の危険有害性、および有機溶剤等に係る事故発生時の措置について、作業者に周知徹底するとともに、必要な対策を講じる。

譲渡・提供するとき

容器・包装への表示

第1種有機溶剤または第2種有機溶剤を一定*1以上含有する製剤その他の物を容器・包装に入れて他の事業者へ譲渡、提供する場合は、容器・包装に右の事項の表示が必要です。注）主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外

*1 テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンについては、0.1%以上

エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル、キシレン、N,N-ジメチルホルムアミド、スチレン、トルエン、二硫化炭素、メタノールについては、0.3%以上

その他の有機溶剤については、1%以上

①名称、②成分、③人体に及ぼす影響、④貯蔵または取扱い上の注意、⑤表示者の氏名、住所、電話番号、⑥注意喚起語、⑦安定性及び反応性、⑧標章

文書の交付等

有機溶剤を一定*2以上含有する製剤その他の物を他の事業者へ譲渡、提供する場合は、安全データシート(SDS)の交付等により右の事項の通知が必要です。

注）主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外

*2 オルト-ジクロロベンゼン、クロゾール、酢酸イソブチル、酢酸イソプロピル、酢酸エチル、酢酸ノルマルブチル、酢酸ノルマルプロピル、酢酸メチル、テトラヒドロフラン、メチルイソブチルケトン、メチルエチルケトン、メチルシクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノン、メチルノルマルブチルケトン、コルタールナフサ、石油エーテル、石油ナフサ、石油ベンゼン、ミネラルスピリットについては、1%以上
その他の有機溶剤については、0.1%以上

①名称、②成分及びその含有量、③物理的及び化学的性質、④人体に及ぼす作用、⑤貯蔵又は取扱い上の注意、⑥流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置、⑦通知者の名称、住所、電話番号、⑧危険性又は有害性の要約、⑨安定性及び反応性、⑩適用される法令、⑪その他参考となる事項

作業主任者の選任

作業主任者の選任

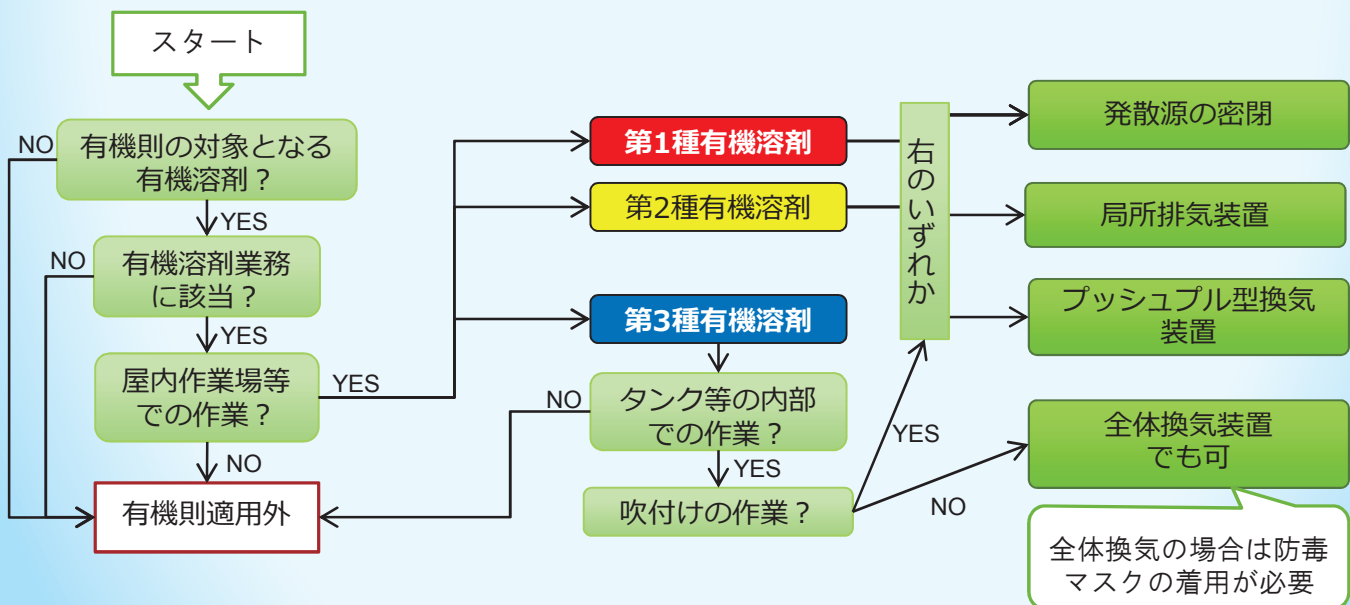
屋内作業場等において、有機溶剤業務を行うときは、作業主任者を選任し、次の事項を行わせることが必要です。

注)試験研究の業務を除く

- 有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、有機溶剤作業主任者を選任
- 作業主任者の職務
 - ① 作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
 - ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置または全体換気装置を1月以内ごとに点検すること。
 - ③ 保護具の使用状況を監視すること。
 - ④ タンク内作業における措置が講じられていることを確認すること。

有機溶剤蒸気の発散源対策

有機溶剤の発散源対策を確認してみましょう



屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、その作業場所に有機溶剤の蒸気の出発源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置等を設けなければなりません。

有機則適用外であっても、作業の内容、使用する溶剤の有害性の程度に応じて、換気装置の設置、保護具の使用など労働者の健康障害を予防するための措置を講ずるよう努めましょう。